

# 川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱

平成22年12月22日

市民・こども局こども本部長決裁

(目的及び設置)

第1条 本市において、配偶者等からの暴力（以下、「DV」という。）の防止及び被害者支援のための関係機関の円滑な連携と施策の総合的な推進を図ることを目的として、川崎市DV被害者支援対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に関すること。
- (2) DVに係る被害者等の相談、一時保護及び自立支援に関すること。
- (3) DVに係る被害の防止に関すること。
- (4) DVに関する研修及び啓発に関すること。
- (5) 関係機関の連携のあり方に関すること。
- (6) その他DV被害者支援対策に関し必要と認められること。

(委員)

第3条 推進会議は、議長及び別表第1に掲げる関係機関等から推薦された者をもって構成する。

(議長)

第4条 議長は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長をもって充てる。

2 議長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。

3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求めその意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議は部会を設置することができる。

(オブザーバー)

第7条 別表第2に掲げる関係機関等から推薦されたオブザーバーは、推進会議に出席し、必要な助言をすることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱の廃止)

2 川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱(平成16年12月24日)は、廃止する。

(川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会要綱の廃止)

- 3 川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会要綱（平成18年11月1日）は、廃止する。

(川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱の廃止)

- 4 川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱（平成20年3月14日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 川崎市DV被害者支援対策推進会議委員（第3条関係）

区分	所属
関係機関	神奈川県弁護士会川崎支部 公益社団法人川崎市医師会 川崎人権擁護委員協議会 民間団体代表
国	横浜地方法務局川崎支局総務課
神奈川県	神奈川県立女性相談所 神奈川県立かながわ男女共同参画センター 神奈川県警察本部生活安全総務課
川崎市	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 市民文化局人権・男女共同参画室 こども未来局こども家庭センター こども未来局中部児童相談所 こども未来局北部児童相談所 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 大師地区健康福祉ステーション 田島地区健康福祉ステーション 幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当 教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当 教育委員会事務局総合教育センター

別表第2 オブザーバー（第7条関係）

区分	所属
神奈川県	神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課